

論点検討資料（条例の位置付け）（案）

【条例素案（たたき台）】

（条例の位置付け）

第〇条 市は、他の条例、規則等の制定および改廃ならびに解釈および運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

【市民委員会の提言】

2 総則

▪ 条例の位置付け

- ・高松市の最高規範であり，この条例の趣旨を市民，行政，議会は最大限に尊重します。

【論 点】

- 1 市政運営を行う上での基本原則であることをどのように表現するか。
 - ・「最高規範」の表現を盛り込むか。

条例の位置付け（全国23自治体の自治基本条例等との比較）

		川崎市	静岡市	札幌市	新潟市	豊田市	大和市	太田市	平塚市	三鷹市	帯広市	さぬき市	普通寺市	丸亀市	四日市市	吹田市	豊中市	伊賀市	名張市	多摩市	上越市	石狩市	花巻市	二セコ町	小計	
条例の位置付け	最高規範(性)	○		○			○			○			○	○		○		○	○	○	○	○	○	○		13
	すべての条例の上位規範							○																		1
	条例の最大限の尊重	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○			○	○	○	○	20
	他の条例等の制定改廃等にあたっての整合性	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○			○	○		○	○	○		16
	条例の見直しおよび検証										○															1
	他の条例等とのつながりの明確化								○																	1
	理念および行動原則																				○					1

注) ○は該当

【条文比較表（条例の位置付け）】

	川崎市自治基本条例 (H17. 4. 1施行)	静岡市自治基本条例 (H18. 4. 1施行)	太田市自治基本条例 (H18. 4. 1施行)	三鷹市まちづくり基本条例 (H18. 4. 1施行)	帯広市自治基本条例 (H19. 4. 1施行)	多摩市自治基本条例 (H16. 12. 24施行)
条例の位置付け	<p>(位置付け等)</p> <p>第2条 この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。</p> <p>2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。</p>	<p>(この条例の位置付け)</p> <p>第3条 市民及び市は、まちづくりに関するすべての活動において、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>2 市は、市の条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更にあたっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p>	<p>第1章 総則 (条例の最高規範性)</p> <p>第2条 この条例は、太田市におけるすべての条例、規則等の上位規範であり、ほかの条例、規則等の解釈および運用にあたっては、この条例に定める事項を尊重し、この条例との整合性を図ります。</p> <p>2 市の執行機関は、この条例を体系の中心に位置付け、この条例、規則等とのつながりを明確にします。</p>	<p>第1章 総則 (条例の最高規範性等)</p> <p>第3条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図らなければならない。</p> <p>2 市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第3条 市は、まちづくりの推進にあたり、条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更にあたっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第2条 この条例は、私たちのまちの自治について、最も基本的な理念及び行動原則を定めるものであり、市が定める最高規範です。</p>